



発行 東京都

目次

83

規程（交）

- 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程……………一
 - 東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程……………一
 - 東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………二
 - 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………三
 - 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………三
- 規程（水）
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………三
 - 東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……………四
 - 東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程……………四
 - 東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………五
- 規程（下水）
- 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………六
 - 東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……………六
 - 東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程……………七
 - 東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程……………七
 - 東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………八

規程（交）

●交通局規程第五十九号

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第二項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第九条第二項第三号及び第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第九条の三第一項第一号イ中「家族」を「世帯の構成員」に改め、同号ロ中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に、「家族」を「世帯の構成員等」に改め、同項第二号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に、「同じ」を「同じ。」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

●交通局規程第六十号

東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程
東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程（平成二年交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認められた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）が」に、「若しくは配偶者」を「又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第二号及び第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四号中「配偶者が職員又は配偶者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第五号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条の次に次の一条を加える。
（管理者が別に定める者）

第二条の二 条例第五条の二第一項に規定する管理者が別に定める者は、パートナーシップ関係の相手方とする。

第五条第一号及び第二号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第三号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改め、同条第四号中「いた配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改め、同条第五号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改め、同条第六号中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

第六条中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。
第七条第一項及び第十二条第二項中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

別表中「から配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「又は配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

●交通局規程第六十一号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和四年十月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十一年交通局規程第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六項第二号中「含む。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第五号中「第二項」の下に「（パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ関係の相手方」とする。）」を加える。

第二十一条第一項第一号中「含む。」の下に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係の相手方であつた者」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年十一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程第十二条第六項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた同項の退職手当について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお従前の例による。

●交通局規程第六十二号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「同居する二親等以内の家族」を「二親等以内の家族並びに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明又は同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方及びその二親等以内の家族であつて、当該旅客と同居する者」に改める。

附則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

●交通局規程第六十三号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一項第一号中「同居する二親等以内の家族」を「二親等以内の家族並びに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明又は同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方及びその二親等以内の家族であつて、当該旅客と同居する者」に改める。

附則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第三十五号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程(昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加え、同条第二項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三十一条第三項第三号及び第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三十三条の五第二項第一号中「家族」を「世帯の構成員」に改め、同項第二号中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に改め、「のいかん」を削り、「家族」を「世帯の構成員等」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条の三第二号に規定する管理者が別に定める者は、パートナーシップ関係の相手方とする。
別表第八の項中

配	偶	者	妻
		夫	

届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

を

配	偶	者	妻
		夫	

届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

パートナーシップ関係の相手方

に

改める。

別記様式第一号中「令和4年9月分までは、」の次に「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の」を加える。

別記様式第三号(表中「配偶者」を削り、同様式(裏)中

〔2〕 住宅の実情欄中「公舎・住宅等」とは、都が職員及び職員とその他家族を居住させるための設置した施設（有料、無料を問わない。）及び被雇用者及びその家族を居住させるための設置した施設（有料、無料を問わない。）をいう。

〔2〕 住宅の実情欄中「公舎・住宅等」とは、都が職員及びその世帯の構成員を居住させるための設置した施設（有料、無料を問わない。）並びに被雇用者及びその世帯の構成員を居住させるための設置した施設をいう。

改める。

附則

1 この規程は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程別記様式第三号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程別記様式第一号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第三十六号

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和四年十月十七日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程（昭和三十三年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第二号中「配偶者（配偶者でない職員にあつては、十八歳に達する日以後最初の三月三十一日までの間にある子）」を「東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程（平成二年東京都水道局管理規程第六号）第五条第四号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

附則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第三十七号

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和四年十月十七日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程(平成二年東京都水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認められた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)が」に、「若しくは配偶者」を「又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第二号及び第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四号中「配偶者が職員又は配偶者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第五号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(管理者が別に定める者)

第二条の二 条例第五条の二第一項に規定する管理者が別に定める者は、パートナーシップ関係の相手方とする。

第五条第一号及び第二号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第三号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改め、同条第四号中「いた配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方のいずれも」を加え、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改め、同条第五号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

第六条中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。
第七条第一項及び第十二条第二項中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関

係の相手方等」に改める。

別表中「から配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「又は配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第三十八号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和四年十月十七日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「含む。」の下に「又は職員の死亡の当時において、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)であつた者」を加える。

第十一条第六項第二号中「含む。」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第五号中「同条第二項」の下に「(パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ関係の相手方」とする。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年十一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の退職手当に関する規程第十一条第六項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた同項の退職手当について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお従前の例による。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第三十三号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第一号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加え、同条第二項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三十三条第三項第三号及び第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三十五条の五第二項第一号中「家族」を「世帯の構成員」に改め、同項第二号中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に、「家族」を「世帯の構成員等」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条の三第二号に規定する管理者が別に定める者は、パートナーシップ関係の相手方とする。

別表第八中「事情にある者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別記様式第三号(表)中「配偶者」を削り、同様式(裏)中

「2 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及び職員とその家族を居住させるために設置した施設（有料、無料を問わない。）及び都以外の雇用主（国、民間等を問わず、全ての勤務先をいう。）が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設をいう。」

「2 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及びその世帯の構成員を居住させるために設置した施設（有料、無料を問わない。）並びに都以外の雇用主（国、民間等を問わず、全ての勤務先をいう。）が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した施設をいう。」

改める。

附 則

1 この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程別記様式第三号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第三十四号

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第二項第二号中「配偶者（配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）」を「東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程（平成二年東京都下水道局管理規程第十一号）第五条第四号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

附則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第三十五号

東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程（平成二年東京都下水道局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）が」に、「若しくは配偶者」を「又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第二号及び第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四号中「配偶者が職員又は配偶者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第五号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条の次に次の一条を加える。
（管理者が別に定める者）
第二条の二 条例第五条の二第一項に規定する管理者が別に定める者は、パートナーシップ関係の相手方とする。

第五条第一号及び第二号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」

を加え、同条第三号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改め、同条第四号中「いた配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改め、同条第五号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改め、同条第六号中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。
第六条中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。
第七条第一項及び第十二条第二項中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

附則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第三十六号

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程（平成二年東京都下水道局管理規程第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「（以下同じ。）」を「」又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの」に

改める。

附則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第三十七号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「含む。」の下に「又は職員の死亡の当時において、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加える。

第十一条第六項第二号中「含む。」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第五号中「同条第二項」の下に「（パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ関係の相手方」とする。）」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程第十一条

第六項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた同項の退職手当について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお従前の例による。

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

